

# 石川県公報

平成 24 年 12 月 27 日 (木曜日)

号 外

(第 91 号)

## 目 次

規 則	
指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (障害保健福祉課)	1
指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (同)	6
指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (同)	8
指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (同)	27
障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (同)	33
地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (同)	41
福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (同)	42
障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (同)	42
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (少子化対策監室)	49

## 規 則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第五十九号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成二十四年石川県条例第五十一号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定児童発達支援の従業者の配置等に関する基準)

第二条 条例第六条第一項各号の従業者の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士

指定児童発達支援の単位 (指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この条及び次条において同じ。) ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数は、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれに定める数以上とする。

イ 障害児の数が十までのもの 一以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに一を加えた数以上

二 児童発達支援管理責任者

員数は、一以上とする。

2 条例第六条第二項の機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員の員数は、指導員又は保育士の合計数に相当する以上とする。

3 条例第六条第三項各号の従業者の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

一 嘱託医

員数は、一以上とする。

- 一 看護師  
員数は、一以上とする。
- 三 児童指導員又は保育士  
員数は、一以上とする。
- 四 機能訓練担当職員  
員数は、一以上とする。
- 五 児童発達支援管理責任者  
員数は、一以上とする。

- 4 第一項第一号の指導員又は保育士のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第三条 条例第七条第一項各号の従業者の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 嘱託医  
員数は、一以上とする。
- 二 児童指導員及び保育士  
員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とする。
- イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上
- ロ 児童指導員 一以上
- ハ 保育士 一以上
- 三 栄養士  
員数は、一以上とする。
- 四 調理員  
員数は、一以上とする。
- 五 児童発達支援管理責任者  
員数は、一以上とする。

- 2 条例第七条第二項の機能訓練担当職員の員数は、児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- 3 条例第七条第三項各号の従業者の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 言語聴覚士  
員数は、指定児童発達支援の単位ごとに四以上とする。
- 二 機能訓練担当職員 (日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。)  
員数は、機能訓練を行うために必要な数とする。
- 三 前二号の従業者の員数は、児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

- 4 条例第七条第四項各号の従業者の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 看護師  
員数は、一以上とする。
- 二 機能訓練担当職員  
員数は、一以上とする。
- 三 前二号の従業者の員数は、児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

- 5 第一項 (第一号を除く。) から第四項までの従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がないと認められるときは、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(従たる事業所を設置する場合における従業者の配置等に関する基準)

第四条 条例第九条第二項の規則で定める基準は、主たる事業所及び従たる事業所の従業者 (児童発達支援管理責任者を除く。) のうちそれぞれ一人以上が、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者であることとする。

(指定児童発達支援の設備の設置等に関する基準)

第五条 条例第十一条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を擁する指定児

児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

一 指導訓練室

- イ 定員は、おおむね十人とする。
- ロ 障害児一人当たりの床面積は、二・四七平方メートル以上とする。

二 遊戯室

障害児一人当たりの床面積は、一・六五平方メートル以上とする。

(通所給付決定保護者から支払を受けることができる費用)

第六条 条例第二十四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）
  - 二 日用品費
  - 三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担せしめることが適当と認められるもの
- 2 前項第一号に掲げる費用については、児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「基準省令」といふ。）第二十三条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(モニタリングの実施)

第七条 条例第二十八条第九項の規定によるモニタリングの実施は、次に定めるところにより行つものとする。

- 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(児童発達支援管理責任者の業務)

第八条 条例第二十九条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第三十条に規定する相談及び援助を行つこと。
- 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行つこと。

(基準該当通所支援の従業者の配置等に関する基準)

第九条 条例第五十六条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士

基準該当児童発達支援の単位（基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいふ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数を、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれに定める数以上とする。

イ 障害児の数が十までのもの 一以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに一を加えた数以上

二 児童発達支援管理責任者

員数は、一以上とする。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第十条 条例第六十一条第一号の規則で定める基準は、三平方メートルとする。

(指定医療型児童発達支援の従業者の配置等に関する基準)

第十一条 条例第六十三条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる従業者  
員数は、同法に規定する診療所として必要とされる数とする。
- 二 児童指導員  
員数は、一以上とする。
- 三 保育士  
員数は、一以上とする。
- 四 看護師  
員数は、一以上とする。
- 五 理学療法士又は作業療法士  
員数は、一以上とする。

六 児童発達支援管理責任者

員数は、一以上とすること。

- 2 前項各号の従業者及び条例第六十二条第三項の機能訓練担当職員は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がないと認められるときは、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(指定医療型児童発達支援の設備の設置等に関する基準)

第十二条 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

(通所給付決定保護者から支払を受けることができる費用)

第十三条 条例第六十七条第二項の規則で定める費用の額は、次に掲げるものとする。

- 一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- 二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十二条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 2 条例第六十七条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。
  - 一 食事の提供に要する費用
  - 二 日用品費
  - 三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 3 前項第一号に掲げる費用については、基準省令第六十条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(準用)

第十四条 第七条及び第八条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七条中「第二十八条第九項」とあるのは「第七十一条において準用する条例第二十八条第九項」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第七十一条において準用する条例第二十九条」と、同条第一号中「第三十条」とあるのは「第七十一条において準用する条例第三十条」と読み替えるものとする。

(指定放課後等デイサービスの従業者の配置等に関する基準)

第十五条 条例第七十三条第三項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指導員又は保育士
 

指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数は、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれに定める数以上とすること。

  - イ 障害児の数が十までのもの 一以上
  - ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに一を加えた数以上

二 児童発達支援管理責任者

員数は、一以上とすること。

- 2 条例第七十三条第二項の機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員の員数は、指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
- 3 第一項第一号の指導員又は保育士のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。
- 4 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第十六条 第四条、第七条及び第八条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第四条中「第九条第二項」とあるのは「第七十四条において準用する条例第九条第二項」と、第七条中「第二十八条第九項」とあるのは「第七十八条において準用する条例第二十八条第九項」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第七十八条において準用する条例第二十九条」と、同条第一号中「第三十条」とあるのは「第七十八

条において準用する条例第三十条」と読み替えるものとする。

(基準該当放課後等デイサービスの従業者の配置等に関する基準)

第十七条 条例第七十九条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士

基準該当放課後等デイサービスの単位(基準該当放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいふ。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供にあたる指導員又は保育士の合計数を、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれに定める数以上とすること。

イ 障害児の数が十までのもの 一以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

二 児童発達管理責任者

員数は、一以上とすること。

(指定保育所等訪問支援の従業者の配置等に関する基準)

第十八条 条例第八十三条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 訪問支援員

員数は、事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数とすること。

二 児童発達支援管理責任者

員数は、一以上とすること。

2 前項第二号の児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第十九条 第七条及び第八条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第七条中「第二十八条第八項」とあるのは「第八十九条において準用する条例第二十八条第八項」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第八十九条において準用する条例第二十九条」と、同条第一号中「第三十条」とあるのは「第八十九条において準用する条例第三十条」と読み替えるものとする。

(多機能型事業所の従業者の配置等に関する特例)

第二十条 条例第九十条第二項の規則で定める基準は、第二条第四項及び第十五条第三項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができることとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)附則第五条第一項に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」といふ。)附則第二十一条第一項の規定により同法第五条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」といふ。)第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第二条第一項第二号、第二項及び第五項並びに第十五条第一項第二号、第二項及び第四項の規定は適用せず、第二条第一項第一号イ及びロ並びに第十五条第一項第一号イ及びロの規定の適用については、第二条第一項第一号イ及びロ並びに第十五条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは、「十五」とする。

3 整備法附則第二十一条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされている者に対する第三条第一項第二号イの規定の適用については、当分の間、同イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「おおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」とする。



指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六十号

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十二号以下「条例」といふ)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定福祉型障害児入所施設の従業者の配置等に関する基準)

第二条 条例第五条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 嘱託医

員数は、一以上とすること。

二 看護師

員数は、次に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」といふ)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を二十で除して得た数以上

ロ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 一以上

三 児童指導員及び保育士

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 児童指導員及び保育士の総数 次に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれに定める数

(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を四・三で除して得た数(三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に一を加えた数)以上

(2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児である乳児又は幼児(以下「乳幼児」といふ)の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数(三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に一を加えた数)以上

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を三・五で除して得た数以上

ロ 児童指導員 一以上

ハ 保育士 一以上

四 栄養士

員数は、一以上とすること。

五 調理員

員数は、一以上とすること。

六 児童発達支援管理責任者

員数は、一以上とすること。

2 前項各号(第一号を除く。)の従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がないと認められるときは、同項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(指定福祉型障害児入所施設の設備の設置等に関する基準)

第三条 条例第六条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、四人以下とすること。

二 障害児一人当たりの居室の床面積は、四・九五平方メートル以上とすること。

三 前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの居室の床面積は三・三平方メートル以上とすること。

四 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。

2 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

(入所給付決定保護者から支払を受けることができる費用)

第四条 条例第十八条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用及び光熱水費（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）以下「法」といふ。）第二十四条の七第一項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額（法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第二十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第十七条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(モニタリングの実施)

第五条 条例第二十二條第九項の規定によるモニタリングの実施は、次に定めるところにより行つものとする。

一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

二 定期的モニタリングの結果を記録すること。

(児童発達支援管理責任者の業務)

第六条 条例第二十三條の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 条例第二十四条に規定する検討及び必要な援助並びに条例第二十五条に規定する相談及び援助を行つこと。

二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行つこと。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第七条 条例第三十二條の給付金として支払いを受けた金銭の管理は、次に定めるところにより行つものとする。

一 障害児に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭等」といふ。）をその他の財産と区分すること。

二 障害児に係る金銭等を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。

三 障害児に係る金銭等の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四 障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭等を当該障害児に取得させること。

(指定医療型障害児入所施設の従業者の配置等に関する基準)

第八条 条例五十三條第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院として必要とされる従業者

員数は、同法に規定する病院として必要とされる数とすること。

二 児童指導員及び保育士

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 児童指導員及び保育士の総数 次に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれに定める数

(1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね障害児の数を六・七で除して得た数以上

(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね障害児である乳幼児の数を十で除して得た数及び障害児である少年の数を二十で除して得た数の合計数以上

ロ 児童指導員 一以上

ハ 保育士 一以上

三 心理指導を担当する職員

員数は、一以上とすること。（主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）

四 理学療法士又は作業療法士

員数は、一以上とすること。（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障

害見入所施設に限る。)

五 児童発達支援管理責任者

員数は、一以上とする。こ。

- 2 前項各号の従業者は、専ら当該指定医療型障害見入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がないと認められるときは、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(指定医療型障害見入所施設の設備の設置等に関する基準)

第九条 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害見入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

(入所給付決定保護者から支払を受けることができる費用)

第十条 条例第五十五条第二項の規則で定める費用の額は、次に掲げるものとする。

- 一 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額
  - 二 当該障害見入所支援のうち障害見入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 2 条例第五十五条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。
- 一 日用品費
  - 二 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(準用)

第十一条 第五条から第七条までの規定は、指定医療型障害見入所施設について準用する。この場合において第五条中「第二十二條第九項」とあるのは「第五十八條において準用する条例第二十二條第九項」と、第六条中「第二十三條」とあるのは「第五十八條において準用する条例第二十三條」と、同条第一号中「第二十四條」とあるのは「第五十八條において準用する条例第二十四條」と、「第二十五條」とあるのは「第五十八條において準用する条例第二十五條」と、第七条中「第三十二條」とあるのは「第五十八條において準用する条例第三十二條」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成二十三年六月十七日以前の日から引き続き存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」といふ。)第五条による改正前の法第二十四條の二第一項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」といふ。)(知的障害児施設であるものに限る。)であつて、整備法附則第二十七條の規定により整備法第五条による改正後の法第二十四條の二第一項の指定を受けたものとみなされたもの(同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第三条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「四人」とあるのは「十五人」と、同項第二号中「四・九五平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とし、同項第三号の規定は適用しない。
- 3 平成二十四年三月三十一日以前の日から引き続き存する旧指定知的障害児施設等(肢体不自由児施設であるものに限る。)であつて、整備法附則第二十七條の規定により整備法第五条による改正後の法第二十四條の二第一項の指定を受けたものとみなされたもの(同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第三条第一項の規定は適用しない。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六十一号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次



## 第一章 総則(第一条)

## 第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護(第二条 第八条)

## 第三章 療養介護(第九条 第十三条)

## 第四章 生活介護(第十四条 第二十二條)

## 第五章 短期入所(第二十三條 第二十八條)

## 第六章 重度障害者等包括支援(第二十九條)

## 第七章 共同生活介護(第三十條 第三十四條)

## 第八章 自立訓練(機能訓練)(第三十五條 第四十條)

## 第九章 自立訓練(生活訓練)(第四十一條 第四十七條)

## 第十章 就労移行支援(第四十八條 第五十條)

## 第十一章 就労継続支援A型(第五十一條 第五十五條)

## 第十二章 就労継続支援B型(第五十六條・第五十七條)

## 第十三章 共同生活援助(第五十八條・第五十九條)

## 第十四章 多機能型に関する特例(第六十條)

## 第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例(第六十一條)

## 第十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第六十二條・第六十三條)

## 附則

## 第一章 総則

## (趣旨)

第一条 この規則は、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

## (指定居宅介護の従業者の配置等に関する基準)

第二条 条例第六条第一項の規則で定める基準は、常勤換算方法(事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で従業者を二・五人以上置くこととする。

2 条例第六条第二項の規則で定める方法は、事業の規模に応じて常勤換算方法とする。

3 前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、同項の事業の規模は、推定数とする。

## (準用)

第三条 前条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、同条中「第六条」とあるのは、「第八条において準用する条例第六条」と読み替えるものとする。

## (指定居宅介護の具体的取扱方針)

第四条 条例第二十六条の規則で定める指定居宅介護の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定居宅介護の提供に当たっては、条例第二十七条第一項の居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- 二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行つてことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- 四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

## (準用)

第五条 前条の規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、同条中「第二十六条」とあるのは、「第四十四条第一項において準用する条例第二十六条」と、同条第一号中「第二十七条第一項」とあるのは、「第四十四条第一項において準用する条例第二十七条第一項」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、

同条中「第二十六條」とあるのは「第四十四條第二項において準用する條例第二十六條」と、同条第一号中「第二十七條第一項」とあるのは「第四十四條第二項において準用する條例第二十七條第一項」と読み替えるものとする。  
(基準該当居宅介護の従業者の配置等に関する基準)

第六條 條例第四十五條第一項の規則で定める基準は、従業者を三人以上置くこととする。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「基準省令」といふ。)第四十四條第二項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。

(同居家族に対するサービス提供ができる場合)

第七條 條例第四十八條第一項の規則で定める場合は、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次の名号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによつては必要な居宅介護の員数を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- 二 当該居宅介護が條例第四十五條第二項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- 三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合

(準用)

第八條 第四條の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第二十六條」とあるのは「第四十九條第一項において準用する條例第二十六條」と、同条第一号中「第二十七條第一項」とあるのは「第四十九條第一項において準用する條例第二十七條第一項」と読み替えるものとする。

2 第四條、第六條及び前條の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第四條中「第二十六條」とあるのは「第四十九條第二項において準用する條例第二十六條」と、同条第一号中「第二十七條第一項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する條例第二十七條第一項」と、第六條第一項中「第四十五條第一項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する條例第四十五條第一項」と、前條中「第四十八條第一項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する條例第四十八條第一項」と、同条第二号中「第四十五條第二項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する條例第四十五條第二項」と読み替えるものとする。

### 第三章 療養介護

(従業者の配置等に関する基準)

第九條 條例第五十一條第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

#### 一 医師

員数は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五條第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準による員数以上とすること。

#### 二 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。以下この条において同じ。)

員数は、指定療養介護の単位(指定療養介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除して得た数以上とすること。

#### 三 生活支援員

員数は、指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除して得た数以上とすること。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除して得た数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除して得た数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

#### 四 サービス管理責任者

員数は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とする。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項の指定療養介護事業所の従業者（同項第一号及び第二号に掲げる者を除く。）は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 4 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 6 指定療養介護事業者が、指定医療機関（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。以下この項において同じ。）の設置者である場合であつて、療養介護と同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（支給決定障害者から支払を受けることができる費用）

第十条 条例第五十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 日用品費

- 一 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

（モニタリングの実施）

第十一条 条例第六十条第九項の規定によるモニタリングの実施は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 定期的に利用者に対接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

（サービス管理責任者の業務）

第十二条 条例第六十一条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（支給決定障害者に関する市町村への通知の要件）

第十三条 条例第六十七条の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況等を悪化させたことと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によつて介護給付費若しくは特別介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

第四章 生活介護

（従業者の配置等に関する基準）

第十四条 条例第八十条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 医師

員数は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数とする。

二 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とする。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定生活介護の単位（指定生活介護であつてその提供が同時に又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる平均障害程度区分（基準省令第七十八条第一項第二号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれに定める数

- (1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除して得た数以上
- (2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数以上

(3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数以上

ロ 看護職員 指定生活介護の単位ごとに、一以上

ハ 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数。ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難と認められるときは、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ 生活支援員 指定生活介護の単位ごとに、一以上

### 三 サービス管理責任者

員数は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

4 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における従業者の配置等に関する基準)

第十五条 条例第八十一条第二項の規則で定める基準は、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならないこととする。

(設備の設置等に関する基準)

第十六条 条例第八十三条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

#### 一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

#### 二 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

#### 三 洗面所

利用者の特性に応じたものであること。

#### 四 便所

利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第八十三条第一項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がないと認められるときは、兼用することができる。

3 条例第八十三条第一項の設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

第十七条 条例第八十四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

#### 一 食事の提供に要する費用

#### 二 創作的活動に係る材料費

#### 三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号に掲げる費用については、基準省令第八十二条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(支給決定障害者に関する市町村への通知の要件)

第十八条 条例第九十条の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。



一 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたとき認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によつて介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けよつとしたとき。

(準用)

第十九条 第十一条及び第十二条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条中「第六十条第九項」とあるのは「第九十五条において準用する条例第六十条第九項」と、第十二条中「第六十一条」とあるのは「第九十五条において準用する条例第六十一条」と読み替えるものとする。

(基準該当生活介護の基準)

第二十条 条例第九十六条の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十六号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」といふ。）第百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十九条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第百条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第百二条第一項に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例の要件)

第二十一条 条例第九十七条の規則で定める要件は、次に掲げる要件に該当することとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」といふ。）第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（同項に規定する登録者をいう。）の数と条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス（同項に規定する通いサービスをいう。以下この条及び第二十七条において同じ。）又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」といふ。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する基準を満たしていること。

五 条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)



第二十二條 第十七條の規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。この場合において、同條第一項中「第八十四條第三項」とあるのは「第九十八條において準用する條例第八十四條第三項」と読み替えるものとする。

#### 第五章 短期入所

(従業者の配置等に関する基準)

第二十三條 條例第百條第一項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定障害者支援施設その他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第八項に規定する施設（入所によるもの限り、次号に掲げるものを除く。以下この条において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合

員数は、当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とすること。

- 二 指定共同生活介護事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。）第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は指定共同生活援助事業者（以下この条において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合

員数は、次に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれに定める数とすること。

- イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護、指定自立訓練（生活訓練）（施行規則第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は指定共同生活援助（以下この条において「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定共同生活援助事業所をいう。以下この条において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業者等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業者等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

- ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

(1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一以上

(2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えた数以上

2 條例第百條第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合

員数は、当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とすること。

- 二 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合

員数は、次に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれに定める数とすること。

- イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業者等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業者等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

- ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

(1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一以上

(2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えた数以上

3 條例第百條第三項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定生活介護事業所、指定共同生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所（指定就労継続支援 B 型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう）、指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この条及び第三十三條において「指定生活介護事業者等」という。）において指定短期入所の事業

### を行う場合

員数は、次に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれに定める数とする。こと。

- イ 指定生活介護、指定共同生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援 A 型、指定就労継続支援 B 型、指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
- ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であつて、イに掲げる時間以外の時間 次に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
  - (1) 当該日の利用者の数が六以下 一以上
  - (2) 当該日の利用者の数が七以上 一に当該日の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すことに一を加えた数以上
- 二 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合  
員数は、前号ロ(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同号ロ(1)又は(2)に定める数とする。こと。

(単独型事業所の設備の設置等に関する基準)

第二十四条 条例第百二条第五項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

#### 一 居室

- イ 一の居室の定員は、四人以下とする。こと。
- ロ 地階に設けてはならない。こと。
- ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、八平方メートル以上とする。こと。
- ニ 寝台又はこれに代わる設備を備える。こと。
- ホ フォーザー又はこれに代わる設備を設ける。こと。

#### 二 食堂

- イ 食事の提供に支障がない広さを有する。こと。
- ロ 必要な備品を備える。こと。

#### 三 浴室

利用者の特性に応じたものである。こと。

#### 四 洗面所

- イ 居室のある階ごとに設ける。こと。
- ロ 利用者の特性に応じたものである。こと。

#### 五 便所

- イ 居室のある階ごとに設ける。こと。
- ロ 利用者の特性に応じたものである。こと。

(支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

第二十五条 条例第百五条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用
  - 二 光熱水費
  - 三 日用品費
  - 四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、基準省令第百二十条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(定員の遵守)

第二十六条 条例第百九条の規則で定める利用者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 併設事業所及び単独型事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 二 空床利用型事業所 当該施設の利用定員（指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることが出来る設備により一体

的に構成される場所をいう。以下同じ。) の入居定員) 及び居室の定員を超えることとなる利用者の数  
(指定小規模多機能型居宅介護事業所の特例に関する基準)

第二十七条 条例第百十一條の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準第六十二條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) であつて、条例第九十七條の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定地域密着型サービス基準第六十二條に規定する指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス (指定地域密着型サービス基準第六十二條第五項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。) を提供するものであること。
- 二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。) を通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内とすること。
- 三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室 (指定地域密着型サービス基準第六十七條第二項第二号八に規定する個室をいう。以下この号において同じ。) 以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。
- 四 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第二十八條 第二十五條の規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。この場合において、同條第一項中「第百五條第三項」とあるのは、「第百十二條において準用する条例第百五條第三項」と読み替えるものとする。

#### 第六章 重度障害者等包括支援

(従業者の配置等に関する基準)

第二十九條 条例第百十四條第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 員数は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに一以上とすること。
- 二 一人以上は、専任かつ常勤であること。

#### 第七章 共同生活介護

(従業者の配置等に関する基準)

第三十條 条例第百二十五條第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 世話人  
員数は、指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とすること。
- 二 生活支援員  
員数は、指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上とすること。
  - イ 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 (平成十八年厚生労働省令第四十号。以下この号において「区分省令」という。) 第二條第三号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除して得た数
  - ロ 区分省令第二條第四号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除して得た数
  - ハ 区分省令第二條第五号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除して得た数
  - ニ 区分省令第二條第六号に規定する区分六に該当する利用者の数を一・五で除して得た数
- 三 サービス管理責任者  
員数は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とする。
  - イ 利用者の数が三十以下 一以上
  - ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を加えた数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項の指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(設備の設置等に関する基準)

第三十一条 条例第百二十七条第三項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 共同生活住居の人居定員の合計は、四人以上とすること。
- 二 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものであること。
- 三 個々の共同生活住居の人居定員は、一人以上十人以下とすること。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の人居定員を一人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、二十人）以下とすることができる。
- 四 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

五 ユニット

- イ 人居定員は、一人以上十人以下とすること。
- ロ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けること。
- ハ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- ニ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

(支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

第三十二条 条例第百三十条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食材料費
- 二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）
- 三 光熱水費
- 四 日用品費
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担せしめることが適当と認められるもの

(サービス管理責任者の業務)

第三十三条 条例第百三十三条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるかと認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- 三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- 四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(準用)

第三十四条 第十一条及び第十八条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条中「第六十条第九項」とあるのは「第百四十一条において準用する条例第六十条第九項」と、第十八条中「第九十条」とあるのは、「第百四十一条において準用する条例第九十条」と読み替えるものとする。

## 第八章 自立訓練（機能訓練）

(従業者の配置等に関する基準)

第三十五条 条例第百四十三条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員  
員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。
  - イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上
  - ロ 看護職員 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上



ハ 理学療法士又は作業療法士 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上。ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ 生活支援員 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上

二 サービス管理責任者

員数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居室を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項及び第二項の指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

5 第一項第一号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第三十六条 第十五条及び第十六条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十五条中「第八十一条第二項」とあるのは「第四百四十四条において準用する条例第八十一条第二項」と、第十六条中「第八十二条」とあるのは、「第四百四十五条において準用する条例第八十二条」と読み替えるものとする。

（支給決定障害者から支払を受けることができる費用）

第三十七条 条例第四百四十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号に掲げる費用については、基準省令第五百九十九条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

（準用）

第三十八条 第十一条、第十二条及び第十八条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条中「第六十条第九項」とあるのは「第四百四十九条において準用する条例第六十条第九項」と、第十二条中「第六十一条」とあるのは「第四百四十九条において準用する条例第六十一条」と、第十八条中「第九十条」とあるのは「第四百四十九条において準用する条例第九十条」と読み替えるものとする。

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第三十九条 条例第五百十条の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能



訓練) 事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第四十条 第三十七条の規定は、基準該当自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第百四十六条第三項」とあるのは「第百五十一条において準用する条例第百四十六条第三項」と読み替えるものとする。

#### 第九章 自立訓練(生活訓練)

(従業者の配置等に関する基準)

第四十一条 条例第百五十三条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

##### 一 生活支援員

員数は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数とロに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上とすること。

イ ロに掲げる利用者以外の利用者

ロ 指定宿泊型自立訓練の利用者

##### 二 地域移行支援員

員数は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、一以上とすること。(指定宿泊型自立訓練を行う場合に限る。)

##### 三 サービス管理責任者

員数は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練(生活訓練)事業所については、前項第一号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「員数」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、それぞれ一以上とする。

3 指定自立訓練(生活訓練)事業者が、指定自立訓練(生活訓練)事業所における指定自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(生活訓練)(以下この項において「訪問による指定自立訓練(生活訓練)」という。)を提供する場合は、前二項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

4 第一項(第二項において読み替えられる場合を含む。)の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

5 第一項及び第二項の指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

6 第一項第一号又は第二項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活介護)事業所であつて、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(準用)

第四十二条 第十五条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、同条中「第八十一条第二項」とあるのは、「第百五十四条において準用する条例第八十一条第二項」と読み替えるものとする。

(設備の設置等に関する基準)

第四十三条 条例第百五十五条第一項の指定自立訓練(生活訓練)事業所の設備の設置等に関する基準は、次のとおりとする。

##### 一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

一 相談室  
室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所  
利用者の特性に応じたものであること。

四 便所  
利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第百五十五条第二項の指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備の設置等に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
  - イ 一の居室の定員は、一人とすること。
  - ロ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

二 浴室  
利用者の特性に応じたものであること。

3 条例第百五十五条第一項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がないと認められるときは、兼用することができる。

4 条例第百五十五条第一項及び第二項の設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

第四十四条 条例第百五十七条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 日用品費
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第百五十七条第四項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 光熱水費
- 三 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

3 第一項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、基準省令第百七十条第五項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(準用)

第四十五条 第十一条、第十二条及び第十八条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条中「第六十条第九項」とあるのは「第百五十九条において準用する条例第六十条第九項」と、第十二条中「第六十一条」とあるのは「第百五十九条において準用する条例第六十一条」と、第十八条中「第九十条」とあるのは「第百五十九条において準用する条例第九十条」と読み替えるものとする。

(基準該当自立訓練（生活訓練）の基準)

第四十六条 条例第百六十条の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- 二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第四十七条 第三十七条の規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第四百六十六条第三項」とあるのは「第六十一条において準用する条例第四百六十六条第三項」と読み替えるものとする。

#### 第十章 就労移行支援

（従業者の配置等に関する基準）

第四十八条 条例第六十三条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

##### 一 職業指導員及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

- イ 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上
- ロ 職業指導員 指定就労移行支援事業所ごとに、一以上
- ハ 生活支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、一以上

##### 二 就労支援員

員数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上とすること。

##### 三 サービス管理責任者

員数は、指定就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とするこ

と。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれが一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（認定指定就労移行支援事業所の従業者の配置等に関する基準）

第四十九条 条例第六十四条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

##### 一 職業指導員及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

- イ 職業指導員及び生活支援員の総数 認定指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上
- ロ 職業指導員 指定就労移行支援事業所ごとに、一以上
- ハ 生活支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、一以上

##### 二 サービス管理責任者

員数は、指定就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とするこ

と。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

2 前項の従業者の配置等については、前条第二項から第四項まで及び第六項の規定を準用する。

（準用）

第五十条 第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第十八条及び第三十七条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十一条中「第六十条第九項」とあるのは「第七十二条において準用する条例第六十条第九項」と、第十二条中「第六十一条」とあるのは「第七十二条において準用する条例第六十一

条」七、第十五条中「第八十一条第二項」とあるのは「第六十五條において準用する第八十一条第二項」七、第十六条中「第八十二条」とあるのは「第六十七条において準用する条例第八十二条」七、第十八条中「第九十条」とあるのは「第七十二条において準用する条例第九十条」七、第三十七条第一項中「第四十六条第三項」とあるのは、「第七十二条において準用する条例第四十六条第三項」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第六十四条の認定指定就労移行支援事業所については、第十五条の規定は、適用しない。

#### 第十一章 就労継続支援 A 型

(従業者の配置等に関する基準)

第五十一条 条例第七十四条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

##### 一 職業指導員及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上

ロ 職業指導員 指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、一以上

ハ 生活支援員 指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、一以上

##### 二 サービス管理責任者

員数は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の指定就労継続支援 A 型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援 A 型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第五十二条 第十五条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、同条中「第八十一条第二項」とあるのは、「第七十五条において準用する条例第八十一条第二項」と読み替えるものとする。

(設備の設置等に関する基準)

第五十三条 条例第七十六条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

##### 一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

##### 二 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

##### 三 洗面所

利用者の特性に応じたものであること。

##### 四 便所

利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第七十六条第一項の訓練・作業室は、指定就労継続支援 A 型の提供に当たって支障がないと認められるときは、設けないことができる。

3 条例第七十六条第一項の相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がないと認められるときは、兼用することができる。

4 条例第七十六条第一項の設備は、専ら当該指定就労継続支援 A 型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(利用者及び従業者以外の雇用者の数)

第五十四条 条例第八十四条の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数

とする。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十一人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第五十五条 第十一条、第十二条、第十八条及び第三十七条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第十一条中「第六十条第九項」とあるのは「第百八十五条において準用する条例第六十条第九項」と、第十二条中「第六十一条」とあるのは「第百八十五条において準用する条例第六十一条」と、第十八条中「第九十条」とあるのは「第百八十五条において準用する条例第九十条」と、第三十七条第一項中「第百四十六条第三項」とあるのは「第百八十五条において準用する条例第百四十六条第三項」と読み替えるものとする。

#### 第十二章 就労継続支援 B 型

(準用)

第五十六条 第十一条、第十二条、第十五条、第十八条、第三十七条、第五十一条及び第五十三条の規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第十一条中「第六十条第九項」とあるのは「第百九十条において準用する条例第六十条第九項」と、第十二条中「第六十一条」とあるのは「第百九十条において準用する条例第六十一条」と、第十五条中「第八十一条第二項」とあるのは「第百八十七条において準用する条例第八十一条第二項」と、第十八条中「第九十条」とあるのは「第百九十条において準用する条例第九十条」と、第三十七条第一項中「第百四十六条第三項」とあるのは「第百九十条において準用する条例第百四十六条第三項」と、第五十一条第一項中「第百七十四条第二項」とあるのは「第百八十七条において準用する条例第百七十四条第一項」と、第五十三条中「第百七十六条」とあるのは「第百八十八条において準用する条例第百七十六条」と読み替えるものとする。

第五十七条 第十一条、第十二条、第十八条及び第三十七条の規定は、基準該当就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第十一条中「第六十条第九項」とあるのは「第百九十四条において準用する条例第六十条第九項」と、第十二条中「第六十一条」とあるのは「第百九十四条において準用する条例第六十一条」と、第十八条中「第九十条」とあるのは「第百九十四条において準用する条例第九十条」と、第三十七条第一項中「第百四十六条第三項」とあるのは「第百九十四条において準用する条例第百四十六条第三項」と読み替えるものとする。

#### 第十三章 共同生活援助

(従業者の配置等に関する基準)

第五十八条 条例第百九十六条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 世話人
  - 員数は、指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とする。
- 二 サービス管理責任者
  - 員数は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とする。
  - イ 利用者の数が三十以下 一以上
  - ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を加えた数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項の指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(準用)

第五十九条 第十一条、第十八条及び第三十一条から第三十三条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条中「第六十条第九項」とあるのは「第二百一条において準用する条例第六十条第九項」と、第十八条中「第九十条」とあるのは「第二百一条において準用する条例第九十条」と、第三十一条中「第百二十七条第三項」とあるのは「第百九十八条において準用する条例第百二十七条第三項」と、第三十二条中「第百三十条第三項」とあるのは「第二百一条において準用する条例第百三十条第三項」と、同条第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第三十三条中「第百三十三条」とあるのは「第二百一条において準用する条例第百三十三条」と、同条第三号中「指定生活介護事業所」とあるのは



「指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。

#### 第十四章 多機能型に関する特例

（従業者の配置等に関する基準）

第六十条 条例第二百二条第一項の規則で定める基準は、第十四条第四項、第三十五条第五項及び第六項、第四十一条第六項、第四十八条第四項及び第五項並びに第五十一条第四項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤でなければならないものとする。ことができることとする。

2 条例第二百二条第二項の規則で定める基準は、第十四条第一項第三号及び第五項、第三十五条第一項第二号及び第七項、第四十一条第一項第三号及び第七項、第四十八条第一項第三号及び第六項並びに第五十一条第一項第二号及び第五項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、サービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとすることとする。この場合において、一人以上は、常勤でなければならないものとする。ことができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上

二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

#### 第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

（従業者の配置等に関する基準）

第六十一条 条例第二百四条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 世話人

員数は、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を六で除して得た数以上とすること。

二 サービス管理責任者

員数は、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、次に掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数の合計が三十以下 一以上

ロ 利用者の数の合計が三十一以上 一に、利用者の数の合計が三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

#### 第十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

（従業者の配置等に関する基準）

第六十二条 条例第二百七条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 医師

員数は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数とすること。（特定基準該当生活介護を提供する場合に限る。）

二 看護職員

員数は、一以上とすること。（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する場合に限る。）

三 理学療法士又は作業療法士

員数は、一以上とすること。（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する場合に限る。）ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

四 生活支援員

員数は、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数及びロに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上とすること。

イ 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練（機能訓練）及び特定基準該当自立訓練（生活訓練）の利用

者

□ 特定基準該当就労継続支援 B 型の利用者

五 職業指導員

員数は、一以上とすること。(特定基準該当就労継続支援 B 型を提供する場合に限る。)

六 サービス管理責任者

員数は、一以上とすること。

2 第一項第四号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

3 第一項第六号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第六十三条 第十一条、第十二条及び第十六条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。

この場合において、第十一条中「第六十条第九項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する条例第六十条第九項」と、第十二条中「第六十一条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する条例第六十一条」と、第十六条中「第八十三条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する条例第八十三条」と読み替えるものとする。

2 第十七条及び第十八条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第十七条第二項中「第八十四条第三項」とあるのは「第二百十条第二項において準用する条例第八十四条第三項」と、同項第四号中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第十八条中「第九十条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する条例第九十条」と、同条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と読み替えるものとする。

3 第十八条及び第三十七条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第十八条中「第九十条」とあるのは「第二百十条第三項において準用する条例第九十条」と、同条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第三十七条第一項中「第四百四十六条第三項」とあるのは「第二百十条第三項において準用する条例第四百四十六条第三項」と、同項第三号中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と読み替えるものとする。

4 第十八条及び第四十四条（第二項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第十八条中「第九十条」とあるのは「第二百十条第四項において準用する条例第九十条」と、同条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第四十四条第一項中「第五百五十七条第三項」とあるのは「第二百十条第四項において準用する条例第五百五十七条第三項」と、同項第三号中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第十八条及び第三十七条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援 B 型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第十八条中「第九十条」とあるのは「第二百十条第五項において準用する条例第九十条」と、同条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第三十七条第一項中「第四百四十六条第三項」とあるのは「第二百十条第五項において準用する条例第四百四十六条第三項」と、同項第三号中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援 B 型」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

2 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第十四条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に定める数を合計した数以上とする。

一 次のイから八までに掲げる利用者（基準省令附則第四条第一項第一号の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれイから八までに定める数

イ 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数

ロ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

ハ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

一 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合の前項の利用者の数は、推定数による。

(地域移行型ホムムの特例)

4 条例附則第二項の規定により指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」といふ。）を行う事業所（以下「地域移行型ホムム」といふ。）における指定共同生活介護の事業等について第三十一条（第五十九条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第三十一条第一号中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。

5 地域移行型ホムムにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者（以下「地域移行型ホムム事業者」といふ。）は、利用者に対し、原則として、二年を超えて、指定共同生活介護又は指定共同生活援助（附則第八項において「指定共同生活介護等」といふ。）を提供してはならない。

6 地域移行型ホムム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホムム以外の指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」といふ。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行することができるよう、適切な支援を行わなければならない。

7 地域移行型ホムムにおける指定共同生活介護の事業等について条例第百四十一条又は条例第二百一条において準用する条例第六十条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第五項に規定する期間内に附則第六項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

8 地域移行型ホムム事業者は、指定共同生活介護等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」といふ。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所に関する特例)

9 条例附則第六項の規則で定める業務は、第三十二条各号に掲げるとおりとする。

(経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特例)

10 条例附則第九項の規則で定める業務は、第三十二条各号に掲げるとおりとする。

(平成十八年十月一日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

11 指定共同生活援助事業者は、平成十八年十月一日前の日から引き続き存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活介護の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第三十一条第五号（第五十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

一 居室その他障害者が相互に交流を図ることができる設備を設けること。

二 前号に規定する居室は、原則として個室とし、指定共同生活援助の提供に支障がない広さを有するものであること。

(指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

12 条例附則第十一項又は第十二項の場合において、第三十条第一項第二号口から二までの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（条例附則第十一項又は第十二項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。

(平成十八年十月一日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

13 平成十八年十月一日前の日から引き続き存する法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホムム、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設若しくは同項第三号に規定する精神障害者福祉ホムム（以下「旧精神障害者福祉ホムム」といふ。）又は法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和二十五年法律第三十七号）第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホムム（これらの施設のつち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以

後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。) において行われる指定共同生活介護の事業等について、条例第百二十七条(条例第百九十八条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、当分の間、第三十一条第五号イ中「二人以上十人以下」とあるのは、「二人以上三十人以下」とし、同条第五号ニの規定は、旧精神障害者福祉ホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、適用しない。

(従たる事業所に関する経過措置)

14 条例附則第十四項の規則で定める基準は、従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち一人以上は、専ら従たる事業所の職務に従事するものであることとする。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六十二号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(従業者の配置等に関する基準)

第二条 条例第五条第一項第一号の指定障害者支援施設が生活介護を行う場合における従業者の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

一 医師

員数は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数とすること。

二 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士の総数 生活介護の単位(生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この項及び第九項において同じ。)ごとに、常勤換算方法(指定障害者支援施設の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、次に定める数を合計した数以上

(1) 次に掲げる平均障害程度区分(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「基準省令」という。)第四条第一項第一号イ②(イ)の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれに定める数

(i) 平均障害程度区分が四未満 利用者(基準省令第四条第一項第一号イ②(イ)の厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。)の数を六で除して得た数

(ii) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数

(iii) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数

(2) (1)(i)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除して得た数

ロ 看護職員 生活介護の単位ごとに、一以上

ハ 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数。ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ 生活支援員 生活介護の単位ごとに、一以上

三 サービス管理責任者

員数は、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。



イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

四 第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤であること。

五 第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤であること。

2 条例第五条第一項第二号の指定障害者支援施設が自立訓練（機能訓練）を行う場合における従業者の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士の総数 常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上

ロ 看護職員 一以上

ハ 理学療法士又は作業療法士 一以上。ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ 生活支援員 一以上

二 サービス管理責任者

員数は、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

三 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居室を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、前二号に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くこと。

四 第一号の看護職員のうち、一人以上は、常勤であること。

五 第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤であること。

六 第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤であること。

3 条例第五条第一項第三号の指定障害者支援施設が自立訓練（生活訓練）を行う場合における従業者の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

一 生活支援員

員数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とすること。

二 サービス管理責任者

員数は、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

三 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合については、第一号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「員数」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の員数は、それぞれ一以上とする。

四 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居室を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前三号に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くこと。

五 第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤であること。

六 第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤であること。

4 条例第五条第一項第四号の指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合における従業者の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員



員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

- イ 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上
- ロ 職業指導員 一以上
- ハ 生活支援員 一以上

二 就労支援員

員数は、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上とすること。

三 サービス管理責任者

員数は、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

- イ 利用者の数が六十以下 一以上
  - ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上
- 四 第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤であること。
- 五 第二号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤であること。
- 六 第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤であること。

5 条例第五条第一項第五号の認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合における従業員の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

- イ 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上
- ロ 職業指導員 一以上
- ハ 生活支援員 一以上

二 サービス管理責任者

員数は、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

- イ 利用者の数が六十以下 一以上
  - ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上
- 三 第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤であること。
- 四 第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤であること。

6 条例第五条第一項第六号の指定障害者支援施設が就労継続支援B型を行う場合における従業員の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

- イ 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上
- ロ 職業指導員 一以上
- ハ 生活支援員 一以上

二 サービス管理責任者

員数は、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

- イ 利用者の数が六十以下 一以上
  - ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上
- 三 第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤であること。
- 四 第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤であること。

7 条例第五条第一項第七号の指定障害者支援施設が施設入所支援を行う場合における従業員の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

一 生活支援員

員数は、施設入所支援の単位（施設入所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この項及び第九項において同じ。）ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労

継続支援 B 型を受ける利用者又は基準省令第四条第一項第六号イ(1)の厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

二 サービス管理責任者

当該指定障害者支援施設等において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

8 前各項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

9 第一項から第七項までの指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援 B 型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(複数の昼間実施サービスを行う場合の特例)

第三条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第四号、第二項第四号及び第五号、第三項第五号、第四項第四号及び第五号並びに第六項第三号の規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、前条第一項三号及び第五号、第二項第二号及び第六号、第三項第二号及び第六号、第四項第三号及び第六号、第五項第一号及び第四号並びに第六項第二号及び第四号の規定にかかわらず、サービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第五条第二項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上

二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

(従たる事業所を設置する場合における従業者の配置等に関する基準)

第四条 条例第六条第二項の規則で定める基準は、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならないこととする。

(設備の設置等に関する基準)

第五条 条例第七条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト プザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

必要な備品を備えること。

#### 四 浴室

利用者の特性に応じたものとする。

#### 五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

利用者の特性に応じたものであること。

#### 六 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

利用者の特性に応じたものであること。

#### 七 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

#### 八 廊下幅

イ 一・五メートル(中廊下にあつては、一・八メートル)以上とする。

廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにすること。

2 条例第七条第一項の相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たつて支障がない範囲で兼用することができる。

(支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

第六条 条例第二十一条第三項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

##### 一 生活介護を行う場合

イ 食事の提供に要する費用

創作的活動に係る材料費

##### ハ 日用品費

ニ イからハまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

##### 二 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合

イ 食事の提供に要する費用

日用品費

ハ イ及びロに掲げるもののほか、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

##### 三 施設入所支援を行う場合

イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」といふ。)第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額(法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

基準省令第十九条第三項第三号ロの厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

##### ハ 被服費

##### ニ 日用品費

ホ イからハまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号イ、第二号イ及び第三号イに掲げる費用については、基準省令第十九条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(モニタリングの実施)

第七条 条例第二十五条第九項の規定によるモニタリングの実施は、次に定めるところにより行つものとする。

- 一 定期的に利用者面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(サービス管理責任者の業務)

第八条 条例第二十六条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第九条 条例第四十一条の給付金として支払いを受けた金銭の管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 利用者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭等」という。）をその他の財産と区分すること。
- 二 利用者に係る金銭等を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 利用者に係る金銭等の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 四 利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭等を当該退所者に取得させること。

(支給決定障害者に関する市町村への通知の要件)

第十条 条例第四十二条の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況等を悪化させたとき。
- 二 偽りその他不正な行為により介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(居室の定員の経過措置)

2 平成十八年十月一日において現に存する法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和二十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち同法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第一号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）又は同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち同法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設について、第五条第一項第二号の規定を適用する場合においては、同号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

(居室面積の経過措置)

3 平成十八年十月一日において現に存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち同法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者更生施設」という。）、同法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち同法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者療護施設」という。）（整備省令による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）附則第三条の適用を受けているものに限る。）若しくは同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち同法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（旧身体障害者更生施設等指定基準第二条第三号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこ



これらの施設について、第五条第一項第二号の規定を適用する場合には、同号八中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

4 平成十八年十月一日において現に存する法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）又は同項第二号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第二十三条第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設について、第五条第一項第二号の規定を適用する場合には、同号八中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。

5 平成十八年十月一日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生施設等指定基準附則第二条第一項若しくは第四条第一項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設であつて旧知的障害者更生施設等指定基準附則第二条から第四条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設について、第五条第一項第二号の規定を適用する場合には、同号八中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

6 平成二十四年四月一日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条による改正前の児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であつて、同日以後指定障害者支援施設となるものに対する第五条第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号八中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

（ブザー又はこれに代わる設備の経過措置）

7 平成十八年十月一日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設については、当分の間、第五条第一項第二号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

8 平成二十四年四月一日において現に存していた旧知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第五条第一項第二号トの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

（廊下幅の経過措置）

9 平成十八年十月一日において現に存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設について、第五条第一項第八号の規定を適用する場合には、同号イ中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。

10 平成十八年十月一日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設については、第五条第一項第八号の規定は、当分の間、適用しない。

11 平成十八年十月一日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設については、第五条第一項第八号の規定は、当分の間、適用しない。

12 平成二十四年四月一日において現に存していた旧知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第五条第一項第八号の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲



## 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十五号。以下「条例」といふ。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(療養介護の職員の配置等に関する基準)

第二条 条例第十二条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

## 一 管理者

員数は、一とすること。

## 二 医師

員数は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準による員数以上とすること。

## 三 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいふ。次号において同じ。）

員数は、療養介護の単位（療養介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいふ。以下この条において同じ。）ごとに、常勤換算方法（事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいふ。以下同じ。）で、利用者の数を二で除して得た数以上とすること。

## 四 生活支援員

員数は、療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除して得た数以上とすること。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除して得た数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

## 五 サービス管理責任者

員数は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項の療養介護の単位を複数置く場合の療養介護の単位の利用定員は、二十人以上とする。

4 第一項の療養介護事業所の職員（同項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

5 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がないと認められるときは、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第四号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第五号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(モニタリングの実施)

第三条 条例第十七条第九項の規定によるモニタリングの実施は、次に定めるところにより行つものとする。

一 定期的に利用者に対接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(サービス管理責任者の業務)

第四条 条例第十八条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行つこと。

三 他の職員に対する技術指導及び助言を行つこと。

(生活介護の設備の設置等に関する基準)

第五條 条例第三十八條第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

- イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。  
ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所

利用者の特性に応じたものであること。

四 便所

利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第三十八條第一項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がないと認められるときは、兼用することができる。

3 条例第三十八條第一項の設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(生活介護の職員の配置等に関する基準)

第六條 条例第三十九條第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 管理者

員数は、一とする。

二 医師

員数は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数とする。

三 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。第九條、第十二條及び附則第二項において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とする。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位(生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条及び附則第二項において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる利用者の平均障害程度区分(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「基準省令」という。)第三十九條第一項第三号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれに定める数とする。

- (1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除して得た数以上  
(2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数以上  
(3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数以上

ロ 看護職員 生活介護の単位ごとに、一以上

ハ 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数。ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ 生活支援員 生活介護の単位ごとに、一以上

四 サービス管理責任者

員数は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とする。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項の生活介護の単位を複数置く場合の生活介護の単位の利用定員は、二十人以上とする。

4 第一項(第一号を除く。)の生活介護事業所の職員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認

められるときは、この限りでない。

5 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がないと認められるときは、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における職員の配置等に関する基準)

第七條 条例第四十条第三項の規則で定める基準は、主たる事業所及び従たる事業所の職員(管理者及びサービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならないこととする。

(準用)

第八條 第三條及び第四條の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第三條中「第十七条第九項」とあるのは「第五十条において準用する条例第十七条第九項」と、第四條中「第十八條」とあるのは「第五十条において準用する条例第十八條」と読み替えるものとする。

(自立訓練(機能訓練)の職員の配置等に関する基準)

第九條 条例第五十二条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 管理者

員数は、一とすること。

二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上

ロ 看護職員 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上

ハ 理学療法士又は作業療法士 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上。ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ 生活支援員 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上

三 サービス管理責任者

員数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

2 自立訓練(機能訓練)事業者が、自立訓練(機能訓練)事業所における自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居室を訪問することにより自立訓練(機能訓練)(以下この項において「訪問による自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する場合は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

4 第一項(第一号を除く。)及び第二項の自立訓練(機能訓練)事業所の職員は、専ら当該自立訓練(機能訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

5 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練(機能訓練)事業所の管理上支障がないと認められるときは、当該自立訓練(機能訓練)事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練(機能訓練)事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第二号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

8 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第十条 第三条から第五条まで及び第七条の規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第三条中「第十七条第九項」とあるのは「第五十五条において準用する条例第十七条第九項」と、第四条中「第十八条」とあるのは「第五十五条において準用する条例第十八条」と、第五条中「第三十八条」とあるのは「第五十五条において準用する条例第三十八条」と、第七条中「第四十条第三項」とあるのは「第五十五条において準用する条例第四十条第三項」と読み替えるものとする。

（自立訓練（生活訓練）の設備の設置等に関する基準）

第十一条 条例第五十八条第一項の自立訓練（生活訓練）事業所における設備の設置等に関する基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所

利用者の特性に応じたものであること。

四 便所

利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第五十八条第二項の宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所における設備の設置等に関する基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

二 浴室

利用者の特性に応じたものであること。

3 条例第五十八条第一項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がないと認められるときは、兼用することができる。

4 条例第五十八条第一項及び第二項の設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

5 条例第五十八条第五項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（自立訓練（生活訓練）の職員の配置等に関する基準）

第十二条 条例第五十九条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 管理者

員数は、一とすること。

二 生活支援員

員数は、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数とロに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上とすること。

イ ロに掲げる利用者以外の利用者

ロ 宿泊型自立訓練の利用者

三 地域移行支援員

員数は、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、一以上とすること。（宿泊型自立訓練を行う場合に限る。）

四 サービス管理責任者



員数は、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とする。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第二号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「員数」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の員数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一以上とする。

3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前二項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

4 第一項（第二項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

5 第一項（第一号を除く。）及び第二項の自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

6 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がないと認められるときは、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第二号又は第二項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

8 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第十三条 第三条、第四条及び第七条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第三条中「第十七条第九項」とあるのは「第六十条において準用する条例第十七条第九項」と、第四条中「第十八条」とあるのは「第六十条において準用する条例第十八条」と、第七条中「第四十条第三項」とあるのは「第六十条において準用する条例第四十条第三項」と読み替えるものとする。

（就労移行支援の職員の配置等に関する基準）

第十四条 条例第六十三條第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 管理者

員数は、一とすること。

二 職業指導員及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とする。

イ 職業指導員及び生活支援員の総数 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上

ロ 職業指導員 就労移行支援事業所ごとに、一以上

ハ 生活支援員 就労移行支援事業所ごとに、一以上

三 就労支援員

員数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上とすること。

四 サービス管理責任者

員数は、就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とする。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項（第一号を除く。）の就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

4 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がないと認められるときは、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第一項第二号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第三号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(認定就労移行支援事業所の職員の配置等に関する基準)

第十五条 条例第六十四条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 管理者

員数は、一とすること。

二 職業指導員及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 職業指導員及び生活支援員の総数 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上

ロ 職業指導員 就労移行支援事業所ごとに、一以上

ハ 生活支援員 就労移行支援事業所ごとに、一以上

三 サービス管理責任者

員数は、就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

2 前項の職員の配置等については、前条第二項から第五項まで及び第七項の規定を準用する。

(準用)

第十六条 第三条から第五条まで及び第七条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第三条中「第十七条第九項」とあるのは「第六十九条において準用する条例第十七条第九項」と、第四条中「第十八条」とあるのは「第六十九条において準用する条例第十八条」と、第五条中「第三十八条」とあるのは「第六十九条において準用する条例第三十八条」と、第七条中「第四十条第三項」とあるのは「第六十九条において準用する条例第四十条第三項」と読み替えるものとする。

(就労継続支援 A 型の設備の設置等に関する基準)

第十七条 条例第七十三条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所

利用者の特性に応じたものであること。

四 便所

利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第七十三条第一項の訓練・作業室は、就労継続支援 A 型の提供に当たって支障がないと認められるときは、設けないことができる。

3 条例第七十三条第一項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がないと認められるときは、兼用することができる。

4 条例第七十三条第一項の設備は、専ら当該就労継続支援 A 型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(就労継続支援 A 型の職員の配置等に関する基準)

第十八条 条例第七十四条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 管理者

員数は、一とするこゝ。

二 職業指導員及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とするこゝ。

イ 職業指導員及び生活支援員の総数 就労継続支援 A 型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上

ロ 職業指導員 就労継続支援 A 型事業所ごとに、一以上

ハ 生活支援員 就労継続支援 A 型事業所ごとに、一以上

三 サービス管理責任者

員数は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とするこゝ。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項(第一号を除く。)の就労継続支援 A 型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援 A 型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

4 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援 A 型事業所の管理上支障がないと認められるときは、当該就労継続支援 A 型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援 A 型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第一項第二号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における職員の配置等に関する基準)

第十九条 条例第七十五条第三項の規則で定める基準は、主たる事業所及び従たる事業所の職員(管理者及びサービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならないこととする。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

第二十条 条例第八十三条の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数

二 利用定員が二十一人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数

三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第二十一条 第三条及び第四条の規定は、就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第三条中「第十七条第九項」とあるのは「第八十四条において準用する条例第十七条第九項」と、第四条中「第十八条」とあるのは「第八十四条において準用する条例第十八条」と読み替えるものとする。

第二十二条 第三条、第四条及び第十七条から第十九条までの規定は、就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第三条中「第十七条第九項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第十七条第九項」と、第四条中「第十八条」とあるのは「第八十七条において準用する条例第十八条」と、第十七条中「第七十三条」とあるのは「第八十七条において準用する条例第七十三条」と、第十八条第一項中「第七十四条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第七十四条第二項」と、第十九条中「第七十五条第三項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第七十五条第三項」と読み替えるものとする。

(多機能型における職員の配置等に関する特例)

第二十三条 条例第八十九条第一項の規則で定める基準は、第六条第六項、第九条第六項及び第七項、第十二条第七項、第十四条第五項及び第六項並びに第十八条第五項(前条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行つた場合にあつては、指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号)の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(同条例第六条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。))を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤で

なければならないものとする。ことができることとする。

- 2 条例第八十九条第一項の規定で定める基準は、第六条第一項第四号及び第七項、第九条第一項第三号及び第八項、第十二条第一項第四号及び第八項、第十四条第一項第四号及び第七項並びに第十八条第一項第三号及び第六項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、サービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができることとする。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないものとする。
  - 一 利用者の数の合計が六十以下 一以上
  - 二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すことにより一を加えた数以上
- 3 条例第八十九条第三項の規定で定める基準は、第六条第一項第三号二及び第六項、第九条第一項第二号ロ及び二、第六項並びに第七項、第十二条第一項第二号及び第七項並びに前条において準用する第十八条第一項第二号及び第五項の規定にかかわらず、生活支援員の員数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除して得た数及び第二号に掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上とすることができることとする。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、一人以上は常勤でなければならないものとする。
  - 一 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者
  - 二 就労継続支援 B 型の利用者

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。  
(生活介護事業所に置くべき職員の数に関する経過措置)
- 2 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第六条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に定める数の合計以上の数とする。
  - 一 次のイからハまでに掲げる利用者（基準省令附則第三条第一項第一号の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれイからハまでに定める数
    - イ 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数
    - ロ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数
    - ハ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数
  - 二 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数
- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合の前項の利用者の数は、推定数による。  
(従たる事業所に関する経過措置)
- 4 条例附則第三項の規定で定める基準は、職員（サービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者であることとする。

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六十四号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備の設置に関する基準)

第二条 条例第八十八条第二項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備え



ること。

一 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置に関する基準)

第三条 条例第九条第四項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 施設長 員数は、一とすること。

二 指導員 員数は、一以上とすること。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福祉ホールの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六十五号

福祉ホールの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福祉ホールの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十七号以下「条例」といふ。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(耐火建築物等とすることを要しない建物)

第二条 条例第三条第三項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(設備の設置等に関する基準)

第三条 条例第九条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、原則として、一人とすること。

ロ 利用者一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

二 浴室

利用者の特性に応じたものであること。

三 便所

利用者の特性に応じたものであること。

四 共用室

利用者の娯楽、団らみ、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適宜な広さを有すること。

2 条例第九条第一項各号の福祉ホールの設備は、専ら当該福祉ホールの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がないと認められるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六十六号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

## (趣旨)

第一条 この規則は、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十八号。以下「条例」といふ。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (耐火建築物等とすることを要しない建物)

第二条 条例第四条第三項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

## (設備の設置等に関する基準)

第三条 条例第十条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

## 一 訓練・作業室

- イ 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。
- ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

## 二 居室

- イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
- ロ 階に設けてはならないこと。
- ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。
- ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- ク 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

## 三 食堂

- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。

## 四 浴室

利用者の特性に応じたものとすること。

## 五 洗面所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。

## 六 便所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。

## 七 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

## 八 廊下幅

- イ 一・五メートル（中廊下にあつては、一・八メートル）以上とすること。
  - ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにすること。
- 2 条例第十条第一項の相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

## (職員の配置等に関する基準)

第四条 条例第十一条第一項の施設長の員数は、一とする。

- 2 前項の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない

と認められるときは、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

3 条例第十一条第二項一号の障害者支援施設が生活介護を行う場合における職員の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

一 医師

員数は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数とすること。

二 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士の総数 生活介護の単位(生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この項及び第十一項において同じ。)ごとに、常勤換算方法(障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、次に定める数を合計した数以上

(1) 次に掲げる平均障害程度区分(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「基準省令」という。)第十一条第二項第二号イ(2)イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれに定める数

(i) 平均障害程度区分が四未満 利用者(基準省令第十一条第二項第二号イ(2)イ(i)の厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。)の数を六で除して得た数

(ii) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数

(iii) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数

(2) (1)(i)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除して得た数

ロ 看護職員 生活介護の単位ごとに、一以上

ハ 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数。ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ 生活支援員 生活介護の単位ごとに、一以上

三 サービス管理責任者

員数は、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

四 第二号の生活介護の単位を複数置く場合の生活介護の単位の利用定員は、二十人以上とすること。

五 第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤であること。

六 第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤であること。

4 条例第十一条第二項第二号の障害者支援施設が自立訓練(機能訓練)を行う場合における職員の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士の総数 常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上

ロ 看護職員 一以上

ハ 理学療法士又は作業療法士 一以上。ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ 生活支援員 一以上

三 サービス管理責任者

員数は、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

三 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、前二号に掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くこと。

四 第一号の看護職員のうち、一人以上は、常勤であること。

五 第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤であること。

六 第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤であること。

5 条例第十一条第二項第三号の障害者支援施設が自立訓練（生活訓練）を行う場合における職員の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

一 生活支援員

員数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とすること。

二 サービス管理責任者

員数は、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

三 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合については、第一号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「員数」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の員数は、それぞれ一以上とする。

四 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前二号に掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くこと。

五 第一号及び第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤であること。

六 第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤であること。

6 条例第十一条第二項第四号の障害者支援施設が就労移行支援を行う場合における職員の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上

ロ 職業指導員 一以上

ハ 生活支援員 一以上

二 就労支援員

員数は、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上とすること。

三 サービス管理責任者

員数は、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

四 第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤であること。

五 第二号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤であること。

六 第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤であること。

7 条例第十一条第二項第五号の認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合における職員の配置等に関する基準は、次のとおりとする。



## 一 職業指導員及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

- イ 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上
- ロ 職業指導員 一以上
- ハ 生活支援員 一以上

## 二 サービス管理責任者

員数は、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

- イ 利用者の数が六十以下 一以上
- ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

三 第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤であること。

四 第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤であること。

8 条例第十一条第二項第六号の障害者支援施設が就労継続支援 B 型を行う場合における職員の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

## 一 職業指導員及び生活支援員

員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

- イ 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上
- ロ 職業指導員 一以上
- ハ 生活支援員 一以上

## 二 サービス管理責任者

員数は、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

- イ 利用者の数が六十以下 一以上
- ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

三 第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤であること。

四 第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤であること。

9 条例第十一条第二項第七号の障害者支援施設が施設入所支援を行う場合における職員の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

## 一 生活支援員

員数は、施設入所支援の単位（施設入所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この項及び第十一項において同じ。）ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 B 型を受ける利用者又は基準省令第十一条第一項第七号イ(1)の厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。

- イ 利用者の数が六十以下 一以上

- ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

## 二 サービス管理責任者

当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

三 第一号の施設入所支援の単位を複数置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は、三十人以上とすること。

10 第三項から前項までの利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、前項の利用者の数は推定数とする。

11 第三項から第九項までの障害者支援施設の職員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援 B 型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

（複数の昼間実施サービスを行う場合の特例）

第五条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第三項第五号、第四項第四号及び第五号、第五項第五号、第六項第四号及び第五号並びに第八項第三号の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上を常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第三項第三号及び第六号、第四項第二号及び第六号、第五項第二号及び第六号、第六項第三号及び第六号、第七項第二号及び第四号並びに第八項第二号及び第四号の規定にかかわらず、サービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第十二条第二項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上

二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

（従たる事業所を設置する場合における職員の配置等に関する基準）

第六条 条例第十二条第三項の規則で定める基準は、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならないこととする。

（モニタリングの実施）

第七条 条例第十八条第九項の規定によるモニタリングの実施は、次に定めるところにより行うものとする。

一 定期的に利用者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

（サービス管理責任者の業務）

第八条 条例第十九条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第九条 条例第三十四条の給付金として支払いを受けた金銭の管理は、次に定めるところにより行うものとする。

一 利用者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭等」という。）をその他の財産と区分すること。

二 利用者に係る金銭等を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 利用者に係る金銭等の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四 利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭等を当該退所者に取得させること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（居室の定員の経過措置）

2 平成十八年十月一日において現に存する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十二号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第二十一条第一号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。）又は同法第二十一条の七に規定する知的障害者援護施設（旧知的障害者援護施設最低基準第四十六条第一

号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」といふ。)において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。)について、第三条第一項第二号の規定を適用する場合においては、同号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

(居室面積の経過措置)

3 平成十八年十月一日において現に存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和三十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」といふ。)第二十九条に規定する身体障害者更生施設(以下「身体障害者更生施設」といふ。)、同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設(整備省令による改正前の身体障害者更生授産施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十一号。以下「旧身体障害者更生授産施設最低基準」といふ。)第五十条第一号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」といふ。)、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設について、第三条第一項第二号の規定を適用する場合においては、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

4 平成十八年十月一日において現に存する法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」といふ。))又は同項第二号に規定する精神障害者授産施設(整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)第二十三条第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」といふ。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設について、第三条第一項第二号の規定を適用する場合においては、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。

5 平成十八年十月一日において現に存する身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生授産施設最低基準附則第二条若しくは第四条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設であつて旧知的障害者授産施設最低基準附則第一条から第四条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設について、第三条第一項第二号の規定を適用する場合においては、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

6 平成十八年十月一日において現に存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設(以下「身体障害者療護施設」といふ。))であつて、旧身体障害者更生授産施設最低基準附則第三条の規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設について、第三条第一項第二号の規定を適用する場合においては、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)

7 平成十八年十月一日において現に存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設については、当分の間、第三条第一項第二号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

(廊下幅の経過措置)

8 平成十八年十月一日において現に存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設について、第三条第一項第八号の規定を適用する場合においては、同号イ中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。

9 平成十八年十月一日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設については、第三条第一項第八号の規定は、当分の間、適用しない。

10 平成十八年十月一日において現に存する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設については、第三条第一項第八号ロの規定は、当分の間、適用しない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六十七号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年条例第六十二号。以下「条例」といふ。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第二条 条例第十五条の給付金として支払いを受けた金銭の管理は、次に定めるところにより行つものとする。

- 一 児童に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭等」といふ。)をその他の財産と区分すること。
- 二 児童に係る金銭等を給付金の支給の趣旨に従つて用いるとともに、児童に係る金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 三 児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭等を当該児童に引き渡すこと。

(第二種助産施設の職員の配置等に関する基準)

第三条 条例第二十二條第三項の規則で定める基準は、一人以上の専任又は嘱託の助産師を置くこととする。

(乳児院の設備の設置等に関する基準)

第四条 条例第二十四條第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 寢室の面積は、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上とすること。
- 二 観察室の面積は、乳児一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

第五条 条例第二十五條第二項の規則で定める基準は、乳幼児の養育のための専用の室について、一室当たりの面積を九・九一平方メートル以上とし、乳幼児一人当たりの面積を二・四七平方メートル以上とすることとする。

(乳児院の職員の配置等に関する基準)

第六条 条例第二十六條第三項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 看護師の員数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上とすること。ただし、七人を下回らないものとする。
- 二 前号の看護師は、保育士又は児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和三十二年厚生省令第六十三号)第二十一條第六項に規定するものをいふ。以下同じ。)をもつて代えることができること。ただし、乳幼児十人を入所させる乳児院は二人以上、乳幼児が十人を超える乳児院はおおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。
- 三 前号の保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる乳児院は、保育士を一人以上置くこと。

第七条 条例第二十七條第二項の規則で定める基準は、看護師の員数を七人以上とすることとする。ただし、その一人を除き、保育士又は児童指導員を持つてこれに代えることができる。

(母子生活支援施設の設備の設置等に関する基準)

第八条 条例第三十四條第二項の規則で定める基準は、母子室について、一室当たりの面積を三十平方メートル以上とし、調理設備、浴室及び便所を設け、一世帯につき一室以上とすることとする。

(母子生活支援施設の職員の配置等に関する基準)

第九条 条例第三十五條第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 母子支援員の員数は、母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては二人以上、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては三人以上とすること。
- 二 少年を指導する職員の員数は、母子に十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、一人以上とすること。

(保育所に準ずる設備の保育士の配置等に関する基準)

第十条 条例第四十一條の規則で定める基準は、乳幼児おおむね三十人につき保育士の員数を一人以上とすることとする。ただし、一人を下回らないものとする。

(保育所の設備の設置等に関する基準)



第十一条 条例第四十三條第一項の設備の設置等に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき一・六五平方メートル以上とする。
  - 二 ほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上とする。
  - 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 2 条例第四十三條第二項の設備の設置等に関する基準は、次のとおりとする。
- 一 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき一・九八平方メートル以上とする。
  - 二 屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。附則第三項において同じ。）の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上とする。
- 3 条例第四十三條第四項の規則で定める要件は、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」といふ。）を一階に設ける場合にあつては第一号、第二号及び第六号に、三階以上に設ける場合にあつては第二号から第八号までに該当することとする。
- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
  - 二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
一階	常用	一 屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第五百二十三條第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 二 待避上有効なバルコニー 三 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準する設備 四 屋外階段
三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三條第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三條第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準する設備 三 屋外階段
四階以上	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三條第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法施行令第二百二十三條第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第二百二十三條第二項各号に規定する構造の屋外階段

三 前号に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

四 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下にの号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第二百二十三條第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

五 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

六 保育室等その他乳幼児が入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

八 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所の職員の配置等に関する基準)

第十二条 条例第四十五条第二項の規則で定める基準は、保育士の員数を乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とすることとする。ただし、保育所一につき二人を下回らないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第七条第一項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。)にあつては、保育士の員数を満三歳以上満四歳に満たない短時間利用児(幼稚園(学校教育法(昭和二十二年法律第十六号)第一条の規定による幼稚園をいう。以下同じ。))と同様に一日に四時間程度利用する幼児をいう。以下同じ。)おおむね三十五人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない長時間利用児(一日に八時間程度利用する幼児をいう。以下同じ。)おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、満四歳以上の長時間利用児おおむね三十人につき一人以上とすることができる。ただし、認定保育所一につき二人を下回らないものとする。

(児童養護施設の設備の設置等に関する基準)

第十三条 条例第五十七条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、面積は一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、面積は一人につき三・三平方メートル以上とする。

二 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室は、別にすること。

三 便所は、男子用と女子用を別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(児童養護施設の職員の配置等に関する基準)

第十四条 条例第五十八条第三項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 児童指導員及び保育士の総数は、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五・五人につき一人以上とすること。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、当該総数に一人以上を加えるものとする。

二 看護師の員数は、乳児おおむね一・六人につき一人以上とすること。ただし、一人を下回らないものとする。

(福祉型障害児入所施設の設備の設置等に関する基準)

第十五条 条例第六十七条第一項の福祉型障害児入所施設の設備の設置等に関する基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、面積は一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、面積は一人につき三・三平方メートル以上とする。

二 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室は、別にすること。

三 便所は、男子用と女子用を別にすること。

2 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

(福祉型障害児入所施設の職員の配置等に関する基準)

第十六条 条例第六十八条第一項の主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。)を入所させる福祉型障害児入所施設及び同条第三項に規定する主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

2 条例第六十八条第三項の主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね一

十人につき一人以上とする。

3 条例第六十八條第七項の主として盲ろうあ児を人所させる福祉型障害児人所施設の児童指導員及び保育士の総数は、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を人所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

4 条例第六十八條第八項の主として肢体不自由のある児童を人所させる福祉型障害児人所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とする。

(医療型障害児人所施設の設備の設置等に関する基準)

第十七條 主として肢体不自由のある児童を人所させる医療型障害児人所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

(医療型障害児人所施設の職員の配置等に関する基準)

第十八條 条例第七十七條第一項の主として自閉症児を人所させる医療型障害児人所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。

2 条例第七十七條第二項の主として肢体不自由のある児童を人所させる医療型障害児人所施設の児童指導員及び保育士の総数は、乳幼児おおむね十人につき一人以上、少年おおむね二十人につき一人以上とする。

(福祉型児童発達支援センターの設備の設置等に関する基準)

第十九條 条例第八十一條第五項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。)の指導訓練室の一室の定員はおおむね十人とし、面積は児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

二 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

(福祉型児童発達支援センターの職員の配置等に関する基準)

第二十條 条例第八十二條第七項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。)の児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とすること。

二 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士の員数は四人以上でなければならない。

三 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とすること。ただし、機能訓練担当職員の員数は、一人以上でなければならない。

(情緒障害児短期治療施設の設備の設置等に関する基準)

第二十一條 条例第九十一條第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 居室の一室の定員は四人以下とし、面積は一人につき四・九五平方メートル以上とすること。

二 男子と女子の居室は、別にすること。

三 便所は、男子用と女子用を別にすること。ただし、少数の児童を対象として設ける場合は、この限りではない。

(情緒障害児短期治療施設の職員の配置等に関する基準)

第二十二條 条例第九十二條第五項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 心理療法担当職員の員数は、おおむね児童十人につき一人以上とすること。

二 児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童四・五人につき一人以上とすること。

(児童自立支援施設の設備の設置等に関する基準)

第二十三條 条例第九十九條第二項の児童自立支援施設の設備については、第十三條(第一号ただし書を除く。)の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、別にしなければならない。

(児童自立支援施設の職員の配置等に関する基準)

第二十四條 条例第百條第三項の規則で定める基準は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数を、おおむね児童四・五人につき一人以上とすることとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(特例幼保連携保育所の特例)

2 石川県認定こども園の認定の要件を定める条例(平成十八年石川県条例第四十号。以下「認定こども園条例」といふ。)第二条第一項第一号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所(以下「特例幼保連携保育所」といふ。)の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積(乳児又は満二歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満二歳以上満三歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。)が次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第十一条第二項第一号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面 積
一学級	一八〇平方メートル
一学級以上	$三二〇 + 一〇〇 \times (\text{学級数} - 一)$ 平方メートル

3 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積と満二歳以上満三歳に満たない幼児につき第十一条第二項第二号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面 積
一学級以下	$三三〇 + 三〇 \times (\text{学級数} - 一)$ 平方メートル
二学級以上	$四〇〇 + 八〇 \times (\text{学級数} - 二)$ 平方メートル

4 特例幼保連携保育所であつて、第十二条第二項の規定(満三歳以上の幼児に関する部分に限る。)の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員(当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。)であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

5 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から三年とする。

6 前項の規定にかかわらず、第四項の規定による知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難であると認められるときに限り、その有効期間を六年とすることができる。

7 附則第二項から前項までの規定は、認定こども園条例第二条第一項第一号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第四項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

(経過措置)

8 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十四号)附則第五条第一項の規定により母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設とみなされる施設に係る第八条又は第十三条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、第八条中「三十平方メートル」とあるのは「おおむね一人につき二・四七平方メートル」と、第十三条第一号中「四人以下とし、面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、面積は、一人につき三・三平方メートル」とあるのは、「十五人以下とし、面積は一人につき二・四七平方メートル」とする。

9 平成十年四月一日において、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第十五号。以下「平成十年改正省令」といふ。)附則第三条の規定の適用を受け看護師に代えることとされた者であつて、この規則の施行の日の前日まで引き続き当該乳児院に看護師に代えて勤務するものについては、第六条第一号及び第七条に規定する看護師に代えることができる。

10 平成十年四月一日前に、平成十年改正省令による改正前の児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第八十一条から第八十三条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、条例第一百一条から第一百三十三条までに規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。



- 11 乳児六人以上を入所させる保育所に係る第十二条に規定する基準の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。
- 12 平成二十三年六月十七日前的日から引き続き存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設(同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。)に係る第四条第一号、第五条、第八条又は第十三条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、第四条第一号中「乳児一人につき二・四七平方メートル」とあるのは「乳児一人につき一・六五平方メートル」と、第五条中「乳幼児一人当たりの面積を二・四七平方メートル」とあるのは「乳児一人当たりの面積を一・六五平方メートル」と、第八条中「三十平方メートルとし、調理設備、浴室及び便所を設け、」とあるのは「おおむね一人につき三・三平方メートル」と、第十三条第一号中「四人以下とし、面積は一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、六人以下とし、面積は一人につき三・三平方メートル以上とする。」とあるのは「十五人以下とし、面積は一人につき三・三平方メートル以上とすること。」とする。
- 13 平成二十三年六月十七日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号、以下「整備法」といふ。)第五条による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」といふ。)第四十二条に規定する知的障害児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)であつて、整備法附則第三十四条第一項の規定により整備法第五条による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」といふ。)第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの(同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第十五条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号中「四人」とあるのは「十五人」と「四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする」とあるのは「三・三平方メートル以上とすること」とする。
- 14 平成二十三年六月十七日において現に存する旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)であつて、整備法附則第三十四条第一項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの(同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第十五条第一項第一号から第三号までの規定は、適用しない。
- 15 平成二十三年六月十七日において現に存する旧児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児通園施設であつて、整備法附則第三十四条第二項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する第二十条第一号の規定の適用については、同号中「おおむね児童の数を四で除して得た数以上」とあるのは、「おおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数」とする。